

I 平成30年分の年末調整における留意事項等

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

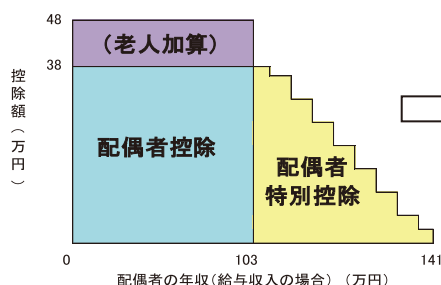
1-1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

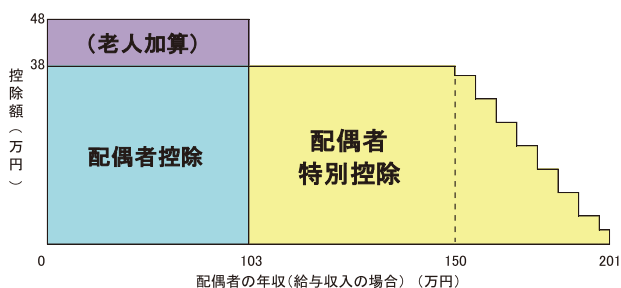
〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者特別控除	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

1-2 各種申告書等の様式変更

(1) 給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

平成29年分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

これに伴い、平成29年分の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成30年分は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされました。

平成30年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

(2) 源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。

また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これに伴い、配偶者控除額については、平成29年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成30年分の源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

平成29年分 源泉徴収簿(抜粋)		平成30年分 源泉徴収簿(抜粋)	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者(特別)控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	(1,000円未満切捨て)	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	(1,000円未満切捨て)

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成29年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成30年分の各様式に

については、「源泉控除対象配偶者」を記載することとされました。

- (注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。
- 2 同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるには、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に必要事項を記載して給与の支払者に提出する必要がありますので、ご注意ください。

2 保険料控除申告書に添付する証明書の範囲の改正

保険料控除申告書に添付すべき生命保険料控除及び地震保険料控除に関する証明書の範囲に、電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面）が加えられました。

3 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

- (注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,610,000	⑲	163,500
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳	140,000
	年調所得税額 (⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑	23,500
整	年調年税額 (㉑ × 102.1%)		㉒ (100円未満切捨て)	23,900
	差引(超過額)又は不足額 (㉒-⑸)		㉓	123,814
	超過額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔	
		未払給与に係る未徴収する金額	㉕	
	不足額			

⑳ × 102.1%

「年調所得税額㉑」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

〔参考〕 平成32年（2020年）分から適用される源泉所得税に関する主な改正事項

(注) この改正は、平成32年（2020年）分以後の所得税について適用されます。平成31年（2019年）分の給与の源泉徴収事務については、平成30年分と同様ですのでご注意ください。

1 給与所得控除の改正

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

(注) 1 一定の要件を満たす所得者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました（詳しくは、下記「3 所得金額調整控除の創設」をご覧ください）。
2 これらの改正に伴い、平成32年（2020年）分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%−10万円	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+8万円	その収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+44万円	その収入金額×20%+54万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+110万円	その収入金額×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

2 基礎控除の改正

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

(注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

3 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

(注) この改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「給与所得者の所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

4 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました。

5 年末調整関係手続の改正

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました（平成32年（2020年）10月1日以後の所得税について適用されます。）。